

川崎市子ども・若者等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市子ども・若者等支援事業（以下「本事業」という。）について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える子ども・若者（以下「不登校児等」という。）及びその保護者に対して、地域みまもり支援センターや専門相談支援機関等の関係機関と連携しながら、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校児等を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、不登校児等の社会的な自立に向けて支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、川崎市内に在住するおおむね7歳から18歳未満までの不登校児等及びその保護者とする。ただし、中学校卒業後は相談のための利用に限る。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な運営を確保することができる団体（以下「運営団体」という。）に委託できるものとする。

(事業内容等)

第5条 本事業においては、次の各号に掲げる取組を行う。各取組の実施場所、実施日、実施頻度及び実施時間については、別表1に定めるとおりとする。

(1) こどもサポート

ア 居場所の提供等

不登校児等が安心して過ごせるとともに、集中して学習できる居場所の提供及び不登校児等の社会的な自立に向けた相談支援

イ 学習支援

不登校児等の進学のための学習支援、学校の授業の予習・復習の支援及び日々の勉強の習慣づけの支援

ウ 生活習慣習得支援

健康管理や身だしなみの習慣づけ、日常生活における挨拶や言葉遣い、他人との接し方や人間関係に関する助言、時間やルールを順守することに関する助言、体験活動の実施等による人と関わる機会の設定など、不登校児等の基本的な生活習慣の習得に向けた支援

(2) 不登校児等保護者会

不登校児等の保護者に対する支援として、臨床心理士等による定期的（四半期に1回程度）な保護者会を開催して、不登校児等への接し方に関する支援や、不登校児等の養育に必要な知識の提供、進学に必要な公的支援の情報の提供などを行う。

(3) 個別検討会議

不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論するための会議を定期的（四半期に1回程度）に開催する。なお、会議の出席者については別表2に掲げる者とし、必要に応じて、別表2に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。

(こどもサポートの利用)

第6条 前条に規定するこどもサポートを利用しようとする不登校児等及びその保護者は、あらかじめ市に相談の上、本事業を見学及び体験することができる。

- 2 不登校児等及びその保護者は、こどもサポートを正式に利用しようとする場合は、「こどもサポート利用申込書」（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項の申込みを受けて利用を承認する場合は、保護者宛てに「こどもサポート利用承認通知書」（様式第2号）により、また、不登校児等が学籍を置く学校長宛てに「こどもサポート登録通知書」（様式第3号）により、それぞれ通知する。
- 4 市長は、第2項の申込みを受けた場合において、不登校児等の状況や本事業の運営体制等を勘案して利用を不承認とする場合は、「こどもサポート利用不承認通知書」（様式第2号）により、保護者宛てに通知する。
- 5 第3項の規定に基づく利用承認を受けた不登校児等及びその保護者（以下「利用者」という。）が、利用を変更又は中止しようとする場合は、「こどもサポート利用変更・中止申出書」（様式第4号）により、市長に申し出るものとする。
- 6 こどもサポートの利用登録期間は、承認日から承認日が属する年度の末日までとする。利用者は、次年度も引き続き利用を希望する場合は、「こどもサポート利用申込書」（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。
- 7 こどもサポートの利用は、無料とする。ただし、食材料費等の実費相当額については利用者が負担するものとする。その他、学校指定の教科書や筆記用具など、学習に必要な物品は利用者が用意するものとする。
- 8 市長は、利用者がこどもサポートの目的を阻害する行動をとるなど、本事業の適正な実施に支障が生じると判断した場合は、当該利用者の利用を取り消すことができる。この場合、「こどもサポート利用取消通知書」（様式第5号）により、利用者へ通知するものとする。

(本事業の実施報告)

第7条 市は、本事業を委託する場合は、運営団体から毎月翌月15日までに「こどもサポート実施報告書」（様式第6号）、「こどもサポート出席状況報告書」（様式第7号）、その他必要に応じて市が定める様式等を提出させ、事業の実施状況を適切に把握するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する運営団体からの報告に基づき、本事業の利用者等に関して、当該不登校児等が学籍を置く学校長宛てに情報提供を行うものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

名 称	実施場所	実施日、実施頻度	実施時間
こどもサポート	(こどもサポート小田) 川崎区小田 2 丁目 16 番 9 号 小田こども文化センター内	月曜日、火曜日、水曜日 (祝日、 年末年始、こども文化センター の休館日等を除く。)	午前 10 時から 午後 4 時まで
		木曜日、金曜日 (祝日、年末年 始、こども文化センターの休 館日等を除く。)	午後 1 時から 午後 7 時まで
	(こどもサポート旭町) 川崎区旭町 2 丁目 1 番 5 号 旭町こども文化センター内	月曜日、火曜日、水曜日、木曜 日 (祝日、年末年始、こども文 化センターの休館日等を除 く。)	午前 10 時から 午後 4 時まで
不登校児等保護者会	川崎市内	四半期に 1 回程度	2 ～ 3 時間程度
個別検討会議	川崎市内	四半期に 1 回程度	2 ～ 3 時間程度

※ 「こどもサポート小田」については、上記の実施時間の中で、利用者ごとに支援内容等に応じた利用時間を設定する。また、小学生について、帰宅（退所）時刻が午後 6 時を過ぎる場合は、原則として保護者の迎えを要するものとする。

別表 2 (第 5 条関係)

所 属	職 位
川崎区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	所長
	地域ケア推進課長
	地域支援課長
	学校・地域連携長
大師地区健康福祉ステーション	所長
田島地区健康福祉ステーション	所長
こども未来局青少年支援室	青少年育成担当課長

様式第1号

こどもサポート利用申込書（新規・更新）	
年 月 日	
(宛先) 川 崎 市 長	
住所 _____	
申請者(保護者) _____	
氏名 _____	
下欄【同意事項】に同意の上、次のとおりこどもサポート（ ）の利用を申し込みます。	
(ふりがな)	
子どもの氏名	
子どもの生年月日	年 月 日 (歳)
学籍を置く学校名	
学 年 組	第 学年 組
子どもの住所 (保護者と異なる場合)	
子どもの連絡先	
保護者の連絡先	
利用開始希望日	年 月 日から
【同意事項】	
・ 私は、子どもが学籍を置く学校長に、こどもサポートに登録したことを通知するとともに、出席扱いとするため、利用月ごとに出席状況報告書を提出することに同意します。	
・ 私は、市（市から事業を受託した事業者を含む。以下同じ。）が取得した個人情報について、こどもサポートの利用における支援に必要な範囲で、関係機関との間で共有することに同意します。	
※ 市は、こどもサポートの利用に当たって取得した個人情報について、保護者等の了承なく、第三者に提供・漏えいすることはありません。	

※ 年度を越えて利用を希望する場合は、更新の申込みが必要です。

様式第2号

<p>こどもサポート利用承認・不承認通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">川 崎 市 長</p> <p>年 月 日付けで申込みのあったこどもサポートの利用について、次のとおり通知します。</p>	
施 設 名	こどもサポート ()
申請者(保護者)氏名	
通 知 内 容	承認・不承認
不 承 認 の 理 由	
子 ど も の 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 年度を越えて利用を希望する場合は、更新の申込みが必要です。

※ 中学卒業以降は相談のための利用に限りませんが、登録が必要です。

様式第3号

こどもサポート登録通知書

年 月 日

学校長 様

川 崎 市 長

貴校の児童・生徒について、年 月 日付けで、次のとおり登録しましたので通知いたします。

つきましては、当該児童・生徒が利用した月の「出席状況報告書」を送付いたしますので、貴校の出席日数への反映について、御配慮をお願いします。

施 設 名	こどもサポート ()
申 請 者 氏 名	
児 童 ・ 生 徒 氏 名	
登 録 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第4号

こどもサポート利用変更・中止申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者(保護者) 住所
氏名

こどもサポートの利用を変更・中止したいので、次のとおり申し出ます。

施 設 名	こどもサポート ()
子 ど も の 氏 名	
変 更 ・ 中 止 の 内 容	
変 更 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日

様式第5号

こどもサポート利用取消通知書

年 月 日

様

川 崎 市 長

こどもサポートの利用を次のとおり取り消します。

施 設 名	こどもサポート ()
子 ど も の 氏 名	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日

こどもサポート実施報告書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

こどもサポート () 年 月分

1 参加者数 (実数)

実施日	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒業後 中学校	保護者	関係者	その他	従事者	合計
合計															

2 活動参加者数 (延数)

実施日	自由遊 び	製作活 動	スポー ツ	学習活 動	個別相 談	せ読み 聞か	グク ッキ ン	お花	お茶	その他	備 考
合計											

報告者 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

様式第7号

こどもサポート出席状況報告書

年 月 日

学校長 様

川 崎 市 長

貴校の児童・生徒について、次のとおり出席日及び活動状況を報告いたします。

年 月分

施 設 名	こどもサポート ()	
第 学年 組	児童・生徒氏名	
出席日数 日	備 考	

日 曜日	児童・生徒の活動状況

報告者 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

※ 川崎市が子ども・若者等支援事業として _____ に委託して実施しています。